

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当その日に
は、休息日
がたると
する日)

目 次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

土地改良区の役員の就任(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意(水産課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

◇鳥取海区漁 漁業法による公聴会の開催

◇公 告 自衛官の募集(消防防災課)

警備員指導教育責任者講習の実施(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	平成二年五月二十三日
くすりのラフ倉吉店	倉吉市新町三丁目一〇八一一六	"
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一一	平成二年六月二十一日
ぬの皮膚科医院	倉吉市東巖城町五四	"
ホワイト歯科医院	米子市石井六九九一三	"

鳥取県告示第五百九十一号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	平成二年四月一日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一	平成二年六月一日

鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり勝谷土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事
- 田 中 修 気高郡鹿野町大字岡木二五一
 - 山 本 守 夫 大字乙亥正二四四一
 - 森 山 繁 夫 大字中園一七六一
 - 井 上 泰 三三

谷口輝夫 大字岡木五三

山下清 一一四

佐々木保一 大字乙亥正二五〇

山下徳太郎 大字岡木五七〇一

池添信光 四〇二一一

山根寿幸 四四

徳岡春雄 四五

徳岡憲治 八三

恩田幸夫 一一六

清水弾政 一一二

高田成幸 八〇

飯田允男 大字中園一八四

谷口章 大字岡木四三二一一

昭和六十二年四月八日就任 任期四年

鳥取県告示第五百九十三号

佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（尾際）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十四号

中山町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業林之峯地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子加入区 境港加入区

鳥取県告示第五百九十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
泊加入区	しいらつけ漁業

鳥取県告示第五百九十七号

土地収用法（昭和二十六法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年六月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

北條町

二 事業の種類

北条町農村環境改善センター建設事業及び庁舎・中央公民館駐車場造成事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡北條町大字田井字高下地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

北條町役場

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

漁業の免許の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成二年六月二十九日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

一 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二年九月六日午 時一時三十分から	鳥取市青葉町三丁目一一 鳥取県漁業協同組合連合会会議室

二 案 件

鳥取海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の事前決定について

三 公 述 人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年令、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を平成二年七月五日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成2年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成2年6月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

(1) 男子 平成2年7月1日から同年9月30日まで

(2) 女子 平成2年8月1日から同年9月28日まで

3 試験期日

(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 女子 平成2年10月8日

4 試験場

(1) 男子

ア 鳥取市鍛冶町18—3 自衛隊鳥取地方連絡部

イ 倉吉市山根字早見田540—1 パールビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

所

(2) 女子

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

(1) 男子 募集期間中の毎月

(2) 女子 平成3年3月

6 その他

<p>(1) 応募資格</p> <p>採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しない者とする。</p> <p>(2) 試験種目</p> <p>ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）</p> <p>イ 身体検査</p> <p>ウ 適性検査</p> <p>エ 口述試験</p>	<p>(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>(2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>(3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。</p> <p>(4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。</p> <p>(5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。</p> <p>4 受講手続</p> <p>(1) 受講申込書の受付期間</p> <p>平成2年8月1日（水）から同月24日（金）まで（郵送の場合は、平成2年8月24日（金）までの消印のあるものは、有効とする。）</p> <p>(2) 受講申込書の提出先</p> <p>ア 県内に住所を有する者 住所地在管轄する警察署</p> <p>イ 県外に住所を有する者 鳥取県警察本部防犯少年課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通</p> <p>イ 写真</p> <p>縦、横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けてと。</p> <p>(4) 受講手数料及びその納付方法</p> <p>ア 受講手数料 31,000円</p>
<p>警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。</p> <p>平成2年6月29日</p> <p>鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司</p> <p>1 実施日時</p> <p>(1) 平成2年9月3日（月）から同月7日（金）まで</p> <p>(2) 時間 午前9時から午後5時40分まで</p> <p>2 実施場所</p> <p>鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎第28会議室</p> <p>3 講習事項</p>	

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。